

# 岐 阜 県 公 報

第 二 千 七 百 六 十 九 号  
平 成 二 十 八 年 八 月 二 日

( 火 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

岐阜県農業振興地域整備基本方針の変更  
農林水産大臣の保安林に指定の予定  
道路の供用開始

(農村振興課) 四八五  
(治山課) 四八六  
(道路維持課) 四八六

### 公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請  
平成二十八年度クリーニング師試験の実施  
大規模小売店舗の変更の届出に関する件  
県営土地改良事業計画の決定  
多治見都市計画の案の縦覧  
多治見都市計画の変更案の縦覧  
多治見都市計画図書の縦覧

(環境生活政策課) 四八七  
(生活衛生課) 四八七  
(商業・金融課) 四八八  
(農地整備課) 四八九  
(都市政策課) 四八九  
(同) 四九〇  
(同) 四九〇

## 告 示

岐阜県告示第四百三十一号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第五条第一項の規定により岐阜県農業振興地域整備基本方針を変更したので、同条第三項において準用する同法第四条第七項の規定により公表する。

なお、岐阜県農業振興地域整備基本方針は、岐阜県農政部農村振興課及び各農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

また、岐阜県農業振興地域整備基本方針に定める事項は、次のとおりである。

平成二十八年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 第一 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項
  - 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的考え方
  - 2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進
  - 3 農業上の土地利用の基本的方向
- 第二 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
- 第三 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
  - 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向
  - 2 農業地帯別の構想
  - 3 広域整備の構想
- 第四 農用地等の保全に関する事項
  - 1 農用地等の保全の方向

- 2 農用地等の保全のための事業
- 3 農用地等の保全のための活動
- 第五 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項
  - 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向
  - 2 農業地帯別の構想
- 第六 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
  - 1 重点作物別の構想
  - 2 農業地帯別の構想
  - 3 広域整備の構想
- 第七 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
  - 1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向
  - 2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備
  - 3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動
- 第八 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項
  - 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標
  - 2 農村地域における就業機会の確保のための構想
- 第九 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項
  - 1 生活環境施設の整備の必要性
  - 2 生活環境施設の整備の構想

岐阜県告示第四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年八月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市洞戸菅谷字石ヶ畑一三〇四の一・一三二〇・一三三三・一三三六（以上四筆に  
ついて次の図に示す部分に限る。）、一三二八、一三二九

- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部  
治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供  
用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年八月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持  
課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
一般国道	二百五十六号	中津川市上野字上中尾九六〇番二地先から同市同字下中尾八七四番七地先まで	三五・〇	平成二六・八・二	平成二七・一・九

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十八年七月一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふ音楽療法協会

三代 表 者 の 氏 名 英 通代

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市藪田南五丁目一四番二二号 岐阜県シンクタンク庁舎三階

五 定款に記載された目的 この法人は、音楽を媒介にして、人々の健康増進や生活の質（QOL）の向上のために、深く音楽療法を学び実践することにより、人々の健康と音楽療法の発展に積極的に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十八年七月十三日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふく・ふく

三代 表 者 の 氏 名 中島 恵美

四 主たる事務所の所在地 岐阜県本巣市早野八七五番地一四七

五 定款に記載された目的 この法人は、知的障がい、身体障がいなどにより日常生活や社会生活などが困難な障がい（児）者に対して集いの場及び余暇活動や地域社会活動への参加を主体とした事業を行い、地域で安心して自立した生活が営めるよう生活の場の構築に寄与するとともに地域福祉の向上に資することを目的とする。

平成二十八年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成二十八年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成二十八年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日時

平成二十八年十一月六日（日）

午前十時から

二 試験場所

岐阜県クリーニング協会館（岐阜市須賀四丁目八番四号）、ふれあい福寿会館（岐阜市藪田南五丁目一四番五三号）及び笠松刑務所（羽島郡笠松町中川町二三）のうち岐阜県が指定する場所

三 試験科目

- 1 衛生法規に関する知識
  - 2 公衆衛生に関する知識
  - 3 洗濯物の処理に関する知識
  - 4 洗濯物の処理に関する技能
- (一) 繊維の鑑別

(二) ワイヤットのアイロン仕上げ  
四 受験資格

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- 2 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十年厚生省令第二十一号）（附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力がある）と認められる者

五 受験手続

- 1 願書等配布期間  
平成二十八年九月一日（木）から同月三十日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- 2 受付期間  
平成二十八年九月十四日（水）から同月三十日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。なお、郵送による受験申込みは、平成二十八年九月三十日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

- 3 配布及び受付場所  
県保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ）、岐阜市保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課  
なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「クリーニング師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒五八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号）に提出してください。

- 4 提出書類
  - (一) 受験願書
  - (二) 履歴書
  - (三) 写真（手札形（縦一センチメートル、横八センチメートル）とし、出願前六か月以内に正面から撮影した無帽、上半身、無背景のもの。裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

(四) 受験資格を証する書類（学校の卒業証明書等。ただし、氏名に変更があった者は、氏名の変更の変遷が分かる出願前三月以内に作成した本人の戸籍抄本（必要がある場合は、除籍抄本等）原本を添付してください。）

5 受験手数料

七千円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納付してください。（消印しないこと。）

六 合格発表

平成二十八年十一月二十二日（火）午前十時

合格者の受験番号は、県庁、県保健所及び岐阜市保健所の掲示板に掲示することにも、岐阜県ホームページに掲載します。また、合格者には合格通知書を送付します。

七 試験結果の提供

クリーニング師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

- 1 提供する試験結果  
クリーニング師試験の総合得点及び科目別得点
- 2 提供期間  
合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階）及び県保健所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

- (一) 受験票
- (二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還しません。

2 この試験について不明な点は、岐阜県健康福祉部生活衛生課（電話〇五八 二七二 一一一一 内線二五六三）、県保健所又は岐阜市保健所に問い合わせてください。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年八月二日から四週間岐阜県商工労働部商業・

金融課及び揖斐県事務所において縦覧に供する。  
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年七月二十一日

二 届出者の氏名又は名称

マックスパリュ中部株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオンタウン池田ショッピングセンター

揖斐郡池田町八幡字東光田一九七二番地一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) イオンビッグ株式会社 代表取締役社長 鈴木新樹

愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二五番一号 外六者

(変更後) イオンビッグ株式会社 代表取締役社長 鈴木新樹

愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二五番一号 外三者

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
飛驒西部地区	飛驒市役所	平成二八・八・三ー二から 同二八・八・三一まで

多治見都市計画の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十八年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画都市再開発の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

四 縦覧期間

平成二十八年八月二日から

同 年八月十六日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が都市計画を定める土地の区域が存在する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

多治見都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十八年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画道路

三・六・十三号 多治見大畑線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

四 縦覧期間

平成二十八年八月二日から

同 年八月十六日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存在する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十

一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画地区計画 多治見駅北地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画地区計画 山吹地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年八月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称  
多治見都市計画地区計画 長瀬地区地区計画

二 縦覧場所  
岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

平成二十八年八月二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社